

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）

（目的）

第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の権利を保障し、その心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第3条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。

- 2 児童を虐待から守るに当たっては、児童を権利の主体として尊重し、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。
- 3 市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。

- 2 市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。
- 5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。
- 6 市は、虐待への対応において、警察及び関係機関等との連携の強化並びに児童相談所等が行う支援及びその業務の効率化を図るため、情報通信技術の活用の推進に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子育てに関する知識を習得するとともに、児童の養育に際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

- 2 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけ及び教育に際して体罰及び精神的苦痛を与える行為その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。
- 3 保護者は、養育する児童の財産を不当に処分することその他児童から不当に財産上の利益を得てはならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。

（虐待の予防）

第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して妊娠、出産及び子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

- 2 市は、虐待を予防するため、市民に対して親になるために必要な知識及び命の大切さについて、関係機関等と連携して教育及び啓発に努めるものとする。
- 3 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

（人材の育成）

第9条 市は、虐待の迅速かつ的確な対応その他虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成するため、児童相談所等の人材育成に係る体制の整備及び強化を図るものとする。

- 2 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親等、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、里親等その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

（地域の相談支援拠点）

第10条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。

（情報の共有）

- 第11条 市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第13条において同じ。）を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長（児童相談所の長をいう。以下同じ。）及び福祉事務所長（福祉事務所の長をいう。以下同じ。）との適切な共有に努めるものとする。
- 3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。
- 4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。
- 5 市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある児童及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合において、緊急性又は継続的な支援の必要性が高いときは、転出先の地方公共団体に対面等で伝達し、支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止等のための個人情報の提供）

- 第12条 市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

（児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等）

- 第13条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。
- 2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護（児童福祉法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護をいう。以下同じ。）の必要性を最大限考慮しなければならない。
- 3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の調査及び安全の確認に協力しなければならない。
- 4 児童相談所長は、必要に応じ、児童の親族、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等、事業者その他必要な者に対し、第1項の虐待に係る調査及び児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。
- 5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。
- 6 前2項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。
- 7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。

（臨検、捜索等の必要性の判断）

第14条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の2の規定による出頭要求等、法第9条の規定による立入調査等及び法第9条の3の規定による臨検、捜索等を行うものとする。

（福祉事務所が通告を受けた場合の措置）

第15条 福祉事務所が法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、当該通告に係る調査及び児童の安全の確認を行うとともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。

2 前項の調査及び児童の安全の確認に当たっては、第13条第1項、第3項、第4項及び第6項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、「児童相談所」とあるのは「福祉事務所」と、同条第4項中「児童相談所長」とあるのは「福祉事務所長」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「第4項」と読み替えるものとする。

（保護者への指導及び支援）

第16条 市は、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた児童及び家族との良好な関係の形成並びに虐待の再発防止に必要な指導及び支援を行わなければならない。

2 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

3 保護者は、前2項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。

（虐待を受けた児童の意見表明権等の保障）

第18条 市は、虐待を受けた児童の保護及び支援を行うに当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会の確保その他児童の権利を尊重するための取組を行うものとする。

2 前項に規定する意見を聴く機会等の確保に当たって、市は、児童が十分な理解のもとに意見を述べることができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

（一時保護施設的环境整備）

第19条 市は、一時保護された児童が、児童を一時保護する施設において児童の権利が擁護され、安心、安全な環境及び家庭的な環境において児童の特性等に応じた適切な生活支援等を受けるとともに、年齢及び発達に応じた教育を受けられるよう、施設的环境整備及び運営に努めなければならない。

（保護者から分離された児童への支援）

第20条 市は、虐待を受け保護者から分離された児童が社会的養護の下で養育される場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 市は、社会的養護の下で養育された児童（18歳に達した者を含む。）が、自立した生活を円滑に営むことができるよう関係機関等と連携して切れ目のない支援を行うよう努めなければならない。
- 3 市は、前2項の支援を行うに当たっては、里親等に関する普及啓発及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業その他社会的養護に関する事業の充実に努めなければならない。

（妊産婦等への支援）

- 第21条 市は、虐待の予防に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、虐待の予防に当たり、児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条に規定する新生児の訪問指導及び同法第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を児童相談所及び福祉事務所に於いて共有するものとする。
 - 3 市は、家庭生活に支障が生じ支援を必要とする妊産婦等に対して、生活援助に係る事業の実施その他必要な支援を行うものとする。
 - 4 妊産婦は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法第10条に規定する保健指導等を積極的に受けるなど自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
 - 5 妊産婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居人は、当該妊産婦の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊産婦が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

（被虐待経験のある者への支援）

- 第22条 市は、過去に虐待を受けた者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（里親等への援助）

- 第23条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親等に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。

（虐待の防止等に係る体制の整備）

- 第24条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、社会情勢の変化に対応した必要な体制を整備しなければならない。
- 2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。
 - 3 市は、第16条の指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。

（児童虐待防止推進月間）

- 第25条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年5月及び11月を児童虐待防止推進月間とする。

（財政上の措置）

第26条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市会への報告及び公表）

第27条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年名古屋市条例第22号）

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（令和2年名古屋市条例第22号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年名古屋市条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年名古屋市条例第32号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。